

「ICT を活用した子ども見守りサービス実証実験(A)」に関する協定書

〇〇事業者〇〇(以下、「甲」という。)と〇〇保育園〇〇(以下、「乙」という。)及び横浜市(以下、「丙」という。)は、「ICT を活用した子ども見守りサービス実証実験(A)」(以下、「実証実験」という。)の実施に当たって、次のとおり協定(以下、「本協定」という。)を締結する。

(趣旨)

第 1 条 本協定は、実証実験の実施に当たって、甲、乙及び丙が互いに理解・尊重し、対等な関係のもとに取組みを進めていくために必要な事項を定めるものとする。

(実証実験の目的)

第2条 甲、乙及び丙は、乙及び丙が持つ「園外活動時の園児の置き去り・行方不明等を防止する」という課題に対し、乙の運営する〇〇〇〇を実証フィールドとして、甲が実施する<または持つ>〇〇<ソリューション等の概要を記載>〇〇の有効性を確認し、課題の解決に関する検証を行うために実証実験を実施する。

(実証実験の概要)

第3条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次の実証実験を実施する。

なお、計画の変更が生じる場合は、甲、乙及び丙が協議の上、決定する。

- (1) 実証実験名 ICT を活用した子ども見守りサービス実証実験(A)
- (2) 実証実験内容 〇〇<実験の概要を記載>
- (3) 実証実施期間 本協定締結日から令和〇〇年〇月〇日まで

(役割及び責任分担等)

第4条 甲、乙及び丙は、別紙の実施計画(案)に基づき、それぞれに別表に掲げる役割を分担し、その役割について、それぞれの責任で行うものとする。

2 甲、乙及び丙は、前項に定めるもののほか、実証実験の実施途中に役割が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議の上、その役割の必要性を共有し、分担して、質の高い成果を得られるよう努める。

3 甲、乙及び丙は、実証実験の実施途中に役割の項目及び分担に疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

(実証実験の進め方)

第5条 甲、乙及び丙は、実施計画に基づき、実証実験に取り組む。

2 甲、乙及び丙は、第4条で定める役割分担にしたがって誠実に実証実験の適正な実施に努め、定期的に進捗状況の確認を実施し、必要に応じて実施計画の改善を図る。

3 甲、乙及び丙は、実証実験の進捗の節目及び終了後に、取組みの評価を実施する。

(経費分担)

第6条 本協定にかかる必要な経費については、第4条で定める役割分担に基づき、甲にあっては甲の役割に必要な経費を、乙にあっては乙の役割に必要な経費を、丙にあっては丙の役割に必要な経費を予算の範囲内で負担する。その他、実証実験に必要な物資、役務等はそれぞれが持つ資産の活用を図るものとする。

- 2 実証実験のために要した甲の経費のうち、丙が負担することが適当な経費について、500,000円を上限として、丙が負担することができる。
- 3 前項の負担については、甲と丙が協議を実施し決定した事項について、別途覚書を締結する。

(トラブル対応・損害賠償等)

第7条 実証実験に起因して発生したトラブルについては、甲、乙及び丙で協議の上、対応を決定し、誠意をもって対応するものとする。

- 2 機器の不具合又は機器の形状、材質等に起因して園児が負傷等した場合、甲は当該園児の治療等に必要な費用を負担する。
- 3 乙又は丙の故意又は過失によらず機器に損害が生じた場合、乙(園児及びその保護者含む)及び丙は、甲に対してその損害を賠償する責任を負わない。

(成果及び権利の帰属・譲渡等)

第8条 実証実験を通じて新たに発生して得られた成果及び権利の帰属については以下のとおりとする。

- (1) 実証実験で甲、乙及び丙が作成した、課題の解決に関する検証についての成果物(検証時に作成及び取得したデータ、検証結果、報告書)及び知的財産権は、甲及び丙の両者に帰属するものとする。ただし実証実験の開始前に甲又は丙に帰属していた成果物及び知的財産権については、この限りではない。
- (2) 実証実験を通じて、甲の負担で提供または作成した〇〇<システム、アプリケーション、プログラムなど企業側に帰属する事項を想定>の著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)その他の知的財産権及び所有権は甲に帰属する。
- (3) 実証実験を通じて、甲、乙及び丙の三者により新たに作成した〇〇<印刷物・マニュアル等を想定>の著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)その他の知的財産権及び所有権は甲に帰属する。ただし実証実験の開始前に甲、乙及び丙に帰属していた成果物及び知的財産権については、この限りではない。また、使用方法については、発生にいたる経緯を踏まえ、三者で協議して定める。

(秘密及び個人情報の取扱い)

第9条 甲、乙及び丙は、本協定にかかる締結過程及び履行過程で知り得た秘密及び個人情報について、甲、乙及び丙以外の第三者に漏らし、又は本協定の履行以外の目的に使用してはならない。本協定が終了した後も同様とする。但し、甲、乙及び丙が、司法手続又は法令に基づき開示する場合はこの限りでない。

- 2 甲は、実証実験における秘密の保持及び個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」及び「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」(第12条及び第14条を除く)を遵守するものとする。なお特記事項中の「受託者」、「委託者」「委託業務」の文言についてはそれぞれ「甲」「乙又は丙」「協定の役割」と読み替え、「委託契約」及び「委託契約約款」の文言については「協定」と読み替えるものとする。
- 3 甲は、実証実験にあたり第4条に規定する役割の一部を委託する場合、本条第1項及び第2項の規定を、委託先においても遵守させなければならない。

(公開の原則)

第10条 実証実験に関する情報及び評価は公開を原則とし、甲、乙及び丙はそれぞれに説明責任を果たすものとする。

(協定の有効期間)

第 11 条 本協定の有効期間は、協定書の締結の日から第5条第3項に定める取組みの評価が終了するまでとする。

(協定の解除)

第 12 条 甲、乙及び丙は、甲、乙又は丙が本協定に違反し、その違反により本協定の目的を達することができないと認められるときは、協定を解除することができるものとする。

(疑義事項の取扱い)

第 13 条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び丙は速やかに協議を行い、解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲乙丙それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

令和〇〇年〇月〇日

甲 ○○○○○○○○○(所在地)
○○○○○(団体名)
代表 ○○ ○○ 印

乙 ○○○○○○○○○(所在地)
○○○○○(団体名)
代表 ○○ ○○ 印

丙 横浜市中区本町6丁目 50 番地の 10
横浜市
横浜市長 ○○ ○○ 印

別表 役割及び責任分担表(第4条関係)

	甲の役割	乙の役割	丙の役割
実証実験の実 施計画と実施管 理	・実証実験の実施管理 ・実施計画の策定 ・経費に関する取りまとめと報告	・実施計画の確認	・実証実験参加保育園の選定(想定する園における実証実験実施日、参加人数、体制、活動場所などの確認) ・実施計画の確認
実証実験の準 備	・必要機器の準備 ・実証フィールドの事前確認(公園の位置・環境、公園までのルート、実験時のタイムテーブル等) ・サービス・機器の初期設定(アプリのインストール等)及び動作確認、実証フィールドに合わせた開発・カスタマイズ ・園児保護者向け説明資料の作成支援 ・実証実験のリハーサル実施、リハーサルの評価	・実証フィールドの事前確認(公園の位置・環境、公園までのルート、実験時のタイムテーブル等) ・実験実施に関する園児保護者への説明 ・実証実験のリハーサル実施、リハーサルの評価	・甲乙間の調整 ・甲への助言、情報提供
実証実験の実 施	・機器の提供と技術サポート(アプリのインストール、操作方法の説明、トラブルシューティングなど) ・実証実験データ収集 ・トラブル発生時の対応	・園児への機器の着脱 ・サービスを用いた園外活動 ・トラブル発生時の対応	・トラブル発生時の対応
効果の検証	・実証実験で得られたデータ・知見の整理・分析・報告 ・実証項目の評価・分析 ・実務適用に向けた課題・改善の整理及び提示 ・実証実験報告書の作成	・実務適用に向けた助言	・実務適用に向けた助言 ・実証実験報告書の確認
取組みの評価	・実証実験の評価 ・結果、評価の公表		・実証実験の評価 ・結果、評価の確認・取りまとめ ・結果、評価の公表